

## 日本統治期における台湾人の移動

—— 日中戦争前に中国大陸に留学する台湾人を中心に ——

巫 観

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

**要旨** 戦前における台湾人の島外移動を考察する場合、学生の移動は質と量の両面から見て重要である。当時、労働者層の移動が極めて限定的で数が僅少であったのに対し、学生は移動者の中で大きな比率を占め、彼らの中には戦後の台湾社会において重要な役割を果たした人々も見られるからである。本論では、中国大陸に留学した台湾人に焦点をあて、従来の研究が「抗日」の側面ばかりを強調してきたのに対し、あらためて留学生の事例を検討して類型化する。これにより、これまで十分に論じられてこなかった全体像と、移動や就学のための柔軟な行動様式を明らかにする。

## はじめに

日本帝国期及び帝国崩壊後の人口移動の問題は、近年多くの研究者の関心を集め、さまざまな成果が挙げられている<sup>1)</sup>。しかしその中においても、「日本帝国臣民」だった台湾人に対する分析は必ずしも充分とは言えない<sup>2)</sup>。1895年、台湾は清国から日本帝国へ割譲され、その2年後台湾人も日本帝国臣民へと組み入れられた<sup>3)</sup>。日中戦争期以前の台湾人の移動は台湾総督府による統制を受けながらも、同じ帝国臣民である朝鮮人に比して政策性が薄く、「自然流出的な人流」と言われてきた<sup>4)</sup>。また、中国人や朝鮮人の場合とは異なり、下層労働者の移動が目立たず、商人や留学生がその大部分を占めていた<sup>5)</sup>。したがって、日本帝国下の台湾人の移動には、政府の強力な政策的意図よりも自発性や市場性が主に反映していると考えられ、台湾人の移動研究は「支配と抵抗」の観点とは異なるアプローチがとられてきた。ただし、日中戦争に突入した1937年以降の台湾人の移動は、少年工など戦時動員政策と密接な関係を有していたことがすでに指摘されている<sup>6)</sup>。

本論は日中戦争期以前に中国大陸に渡った台湾

人留学生に注目する。管見の限り、台湾人の中国大陸留学生について具体的に言及した代表的研究は若林正丈の『台湾抗日運動史研究』（第二篇第二章）<sup>7)</sup>である。しかし、若林の研究は抗日運動の研究に比重が置かれており、必ずしも中国大陸に渡った当時の台湾人留学生一般の移動範囲・方法・規模について明らかにしているとは言えない。また、その全体像を提示できていないわけでもない。当時の台湾人留学生の中の圧倒的多数が日本の内地への留学を選択した一方で、後に詳しく論じるように、中国大陸への留学生数も少数ながら存在した。しかも、彼らは、当時の越境的移動の実相・諸側面を明らかにする上で看過できない存在である。第一に、台湾留学生は内地留学の際には起きない旅券問題、国境と国籍をめぐる問題に直面しなければならなかった。第二に、かつて父祖の「祖國」だった清国の主権を継承した中華民国の学校に入学するにあたって、血統主義ないしは民族主義的観点からは「中国人」と「日本人」の狭間に立つ台湾人には複数の選択肢が存在し、実際にさまざまな選択が行われた。第三に、戦後台湾社会のエリート層（立法委員、県長、経営者など）には大陸での留学経験を持つ台湾人が少なくない。日本帝国期の中国大陸への台湾人留学生に

着目することで、国籍的には日本帝国に属しながらも、民族主義的には中華民国に属し得る当時の台湾人たちが、どのように振る舞う可能性を持ち、また実際にどのように振る舞ったのか、またそれが戦後にどのような意味を持ったのか、を明らかにすることができるはずである。

以上により、本論では戦前の中国大陸に留学した台湾人に注目し、その全体像および移動の特質を明らかにすることを課題とする。

## 1 戦前における台湾人に対する移動政策

留学生の検証に入る前に、この時期に台湾総督府が公表した台湾人の移動政策<sup>9)</sup>について簡単に整理しておく。正式な「規則」は1897年の府令第2号と1900年の府令第95号だけであるが、細かい改正は14回にも上る。また1938年、「満洲国」と中華民国に渡航する台湾人に対しては、新たに府令第118号が設けられた(表1)。

台湾領有当初、武力抵抗が根強かったため、日本政府は清国人の台湾への渡航を連断し<sup>9)</sup>、同時に台湾人の海外渡航にも制限を設けた。1897年府令第2号に規定されているように、「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航セントスル帝國臣民ニシテ旅券ヲ請フ者ハ左ノ書式ニ依リ所轄県庁若ハ島庁へ願出ツヘシ」<sup>10)</sup>という旅券申請義務が規定された。一方、明治後期から、明文なきまま、日本内地人が中国に渡航する際に旅券を携帯しない例が多くなり、黙認されるようにもなった。こうした状況を受けて、台湾総督府も1907年から日本内地人が台湾から海外に渡航する際の旅券の申請は、個人の意思に任せるという方針をとった<sup>11)</sup>。その後、日中間の外交交渉により、1918年日中相互の旅券免除が正式に決定された<sup>12)</sup>。

台湾総督府の旅券取得が容易ではなかったため、密航だけでなく、上記の旅券免除規定の隙間をつき、日本経由の無旅券出国を行なう台湾人が続出した。このような移動はこの制度設計時には想定外であったため、日本内地経由大陸渡航のケースに対して、台湾総督府は1914年11月に府令第77号によって、「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航」の「直ニ」という文言を削除しており、法律上は内

地経由でも台湾人については旅券申請が必要とされた。こうした厳格な旅券制度に対し、台湾人の一部の知識人が1924年から1929年にかけて旅券の撤廃運動を行ったが<sup>13)</sup>、台湾総督府によって抑え込まれた。

しかし従来の研究における、日本政府が台湾での旅券政策を実施した元々の意図が、台湾人の中国大陸と台湾の間の往來を制限して切り離し、同化を促進することにあつたという議論<sup>14)</sup>に対しては、やや疑問が残る。この点を検証するためには旅券制度制定の時代背景の考察が必要となろう。前述したように、台湾人の旅券制度が始まったのは1897年であるが、注意しなければならないのは、この時点での法律の施行対象は台湾人だけではなく、日本内地人も含まれていたことである。また同時に、清国人も自由に台湾へ渡航できなくなった。当時の日本政府が日本内地人の移動を制限した理由は、日本内地人の売春婦の中国大陸移動を阻止することにあつたと考えられ<sup>15)</sup>、制度開始当初の時点で日本政府が台湾島の出入域に旅券制度を設けた理由は、台湾人のみをターゲットにしたというよりも、台湾海峡を渡る人々全般の移動をコントロールしようとしたという方がよりの確であろう。

さらに、台湾総督府の旅券に対する関心は、いかに旅券をめぐる不正を防ぐかにも向けられた。というのは、当時の日本人は中国大陸で治外法権などの特権を有していたために、台湾総督府の出した旅券を不正に入手し悪用した中国人が続出したからである<sup>16)</sup>。1897年11月、1907年10月の府令改正に見える写真の添付などはこのことを反映している。つまり、1907年までの間、日本内地人に対する旅券政策が緩和される一方で、台湾人の旅券政策が次第に厳しくなっていたこと背景に、単純に台湾人に差別的待遇を課しその移動を妨げようとしたというよりも、台湾人の旅券悪用阻止の目的があつたことは見落としてはならない。また、台湾人の中国大陸移動に対して、中国の民族主義運動との接触を防ぐという意図が明確に現れたのは、大正期以降のことである。

したがって、後に制度的に内地人と台湾人の間に相違が設けられるようになるが、従来の研究の

表1 戦前における台湾人の海外渡航政策

年月	条 例	重要（変更）事項
1897年1月	府令第2号「外国行旅券取締規則」	9条からなる。「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航」する場合の旅券の申請、手数料50銭。
1897年11月	府令第55号（改正）	（改正）写真の添付「但シ地方ノ状況ニ依リ写真ヲ添付シ難キ場合ハ此手續ヲ省略セシムルコトヲ得」
1900年10月	府令第95号「外国旅行券規則」	1897年1月府令第2号を廃す。13条からなる。
1902年4月	府令第28号（改正）	・未成年を12歳未満とする。 ・第14条を設ける。 「第十四条 明治三十三年六月外務省令第二号外国旅券規則第十五条又ハ第十六条ニ依リ刑ノ執行ヲ受ケタル者ニハ本令第十二条又ハ第十三条ヲ適用セス但シ写真ヲ取換ヘ使用シタルモノハ此ノ限リニアラス」
1907年10月	府令第86号（改正）	・手数料を50銭から1円に変更。 ・戸口調査簿の抄本が必要となる。 ・写真は一枚から「最近ノ撮影ニ係ル本人ノ写真（半身二葉）」となる。 ・朝鮮人の移動。
1909年8月	府令第97号（改正）	「外国旅券規則」に違反する者の処罰についての改正。
1911年2月	府令第13号（改正）	韓国併合の為、「外国旅券規則」に朝鮮や朝鮮人に関わる内容が改正。 普通渡航証明書は3円、数次往復渡航証明書は5円、団体渡航証明書は10円。
1911年9月	府令第68号（改正）	「本島人ニシテ清國へ旅行スル者ハ到着後直ニ所轄帝國領事館ニ出頭シ旅券裏面へ検印ヲ受ケヘシ」
1914年11月	府令第77号（改正）	「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航」の「直ニ」を削除
1917年2月	府令第13号（改正）	・第一条第二項の最後に「但シ父母ノ旅券ニ併記スル五歳未満ノ子ニアリテハ写真ノ添付ヲ要セス」を付け加える。 ・第二項左の一項を加える 「前二項ノ場合ニ於テハ第一条第二項ノ規定ニ依リ写真ヲ添付スヘシ」 ・第十三条第一項第四号「之ヲ使用シタルモノヲ」を「該旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメタル者」に改める。
1921年2月	府令15号（改正）	第七条、第八条、第十条中の「清國」を「支那國」に変更など。
1921年4月	府令94号（改正）	手数料を10円に変更。
1921年8月	府令132号（改正）	第九条の「旅行者帰着」の後ろに「若ハ帰國」を加える。
1925年5月	府令第33号（改正）	手数料を10円から5圓に変更。
1927年5月	府令第27号（改正）	第九条の「予メ願出アルトキハ」を削除。
1938年	府令第119号（改正）	第四条、第十条を削除など。
1938年9月	府令第118号「満洲国及中華民國渡航証明規則」	普通渡航証明書は3円、数次往復渡航証明書は5円、団体渡航証明書は10円。

出典：『台湾總督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況（上巻）』（台湾總督府警務局、1938年、669-670頁）、『台湾總督府外国旅行券規則及同規則取扱手續』（外務省通商局、1909年、44-47頁）、『台湾總督府法規提要 全』（台湾日日新報社、1914年、568頁）、『台湾史料稿本大正六年二月二十一日』（台湾總督府史料編纂会、1917年）、『台湾法令輯覽追録』（帝國地方行政学会、1922年）、『加除自在台湾法令輯覽【一】』（帝國地方行政学会、1938年）、台湾總督府公文類纂「外国人旅行券規則制定ノ件」（典蔵号00000544030）、「外国旅券規則及取扱手續中改正ノ件」（典蔵号00001466011）、「外国旅券規則中改正ノ件」（典蔵号00001783008）、「旅券規則改正ノ件」（典蔵号00002243020）、「外国旅券規則中改正（府令第三十三号）」（典蔵号00003886005）、「外国旅券規則中改正ノ件（府令第二十七号）」（典蔵号00004065004）。

ようにそれを単純に台湾人に対する植民地主義的な「差別」ないしは「民族間格差」であるという一点から理解し、その背景に目を向けないことは、帝国内でなぜ属人的ないしは属地的な制度的差異が生まれ、それがどのような不平等や不当な格差を生んだのかということを考える道をあらかじめ断つことになりかねない。

以上が、戦前における日本政府の台湾人に対する海外渡航の移動政策についての再検討である。ここまで述べてきたように、日本政府は最初から旅券政策によって台湾人を中國大陸から切り離し、日本内地人との間に差別待遇を設けたわけではない。問題が発生するたびにそれに対処するために移動の統制の方法と度合いを変化させていったの

である。1900年から1936年までの間に海外渡航した台湾人の数は年間2,000人から14,000人前後であり<sup>17)</sup>、朝鮮人の移動と比べると、さほど多くはない。本論ではその中でも比較的移動しやすい立場にあった学生に注目し、戦前台湾人の移動の実態の一部を明らかにする。

## 2 戦前における台湾人留学生

戦前における台湾人留学生の留学先は日本内地、中国大陸、それ以外に分類することができる。日本内地に留学する台湾人の数は圧倒的に多く、記録の始まる1906年から増え続け、1942年には1年で7,091人にも達した<sup>18)</sup>。中国大陸への留学生数は日本内地への留学生と比べるとはるかに少なく、また30年代に入ると減少し始める(表2)。中国以外の外国・地域に留学する台湾人もいたが、いずれも低い数字に留まっている。本論では主にはじめにの部分で示した理由から中国への留学生について見ることにする。

台湾人の日本内地留学に対しては、台湾総督府と日本政府がさまざまな優遇政策<sup>19)</sup>を設け、また詳細な記録も残しているのに対し、中国大陸への留学については促進する動きはほぼ見られず、民族主義運動や共産主義運動との合流などに対しある種の警戒感を抱いていたことが見て取れる<sup>20)</sup>。それゆえ教育方面のものでは現在まで残っている

表2 中国大陸に留学する台湾人学生数

年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数
1920	19	1926	—	1931	—	1936	162 ※
1921	—	1927	—	1932	287	1937	116
1923	273	1928	344	1933	247		
1924	286	1929	—	1934	—		
1925	—	1930	—	1935	186 ※		

出典：「外国ニ於ケル支那学生調査関係雑件」(外交史料館、分類記号 H-7-1-0)、「在外本邦留学生及研究員関係雑件第一巻」(同上、分類記号 1-1-2-0-1\_001)、「台湾人留学生調査報告ノ件」(同上、分類記号 H-7-2-0\_11)、台湾総督府警務局『台湾社会運動史(復刻版)』(龍溪書舎、1973年、174頁)、謝春木『台湾人は斯く見る』(光明社、1930年、152頁)。

注：但し、1932年以降の数字には満洲国の留学生数も含まれている。また、1935年と1936年の記録には中国と中国以外の海外を分けて計算されていないので、いずれも1937年の台湾人の中国以外への国外留学数に基づいて、筆者が推定した数になる。

資料も乏しく、むしろ警察資料が頼りとなる。以下、地域ごとの特徴を検討し、1937年までに中国大陸に留学した台湾人学生の全体像の把握をめざす。

### 2.1 中国南部<sup>21)</sup>の状況

表3は日本外務省がまとめた1924年の中国各地方各学校の台湾人留学生数である。表の数字から分かるように、ほかの地域に比べると、この時期に中国南部に渡る台湾人留学生の数がはるかに多く、厦門だけで全在中国台湾人留学生の66%を占めている。そこで、台湾人留学生が最も集中していた中国南部から考察を始めよう。

日本の台湾領有以降、地理的要因や親族関係などから、中国南部に渡った台湾人が多数存在していた<sup>22)</sup>。その傾向は留学生にも共通する。中国南部にいる台湾人の教育のために、台湾総督府は1898年に福州東文学堂、1900年厦門東亜書院という日本語教育を目的とする学校を開設したが、いずれも日露戦争前後に廃校となった<sup>23)</sup>。その後、1908年に福州東瀛学堂<sup>24)</sup>、1911年に厦門旭瀛書院、1915年に汕頭東瀛学校という台湾公学校(公立小学校に相当)に準ずる学校を設立したが、その三つの学校に入る学生は台湾人よりも現地の中国人の方が多く、「単純に台湾籍民を教育する学校に見なすことができない」<sup>25)</sup>ものであった。表3からわかるように、以上の三校に入った台湾人はゼロかせいぜい1人に留まっており、台湾総督府が「台湾人のために」作ったはずの学校は、台湾人には入学先としての魅力が薄かったと考えられる。また、その傾向はその後の1926年と1929年の統計にも現れている<sup>26)</sup>。これに対し、台湾人は、中国人の経営する中学校(集美学校など)や西洋人の経営する学校(英華書院、同文書院など)には、多数入学している。

この現象の背景には、台湾総督府の資金で設置された中等教育の学校が中国南部にはまだなかったことが重要な要因としてあろうが、台湾島内にすでに中等教育が整備された時期にいたっても<sup>27)</sup>、同様の現象は見られた。台湾から中国南部に渡って入学する学生数が増加していることについて、当時の台湾総督府は、①台湾では英語と中国語

表3 1924年中国各地方各学校の台湾人留学生数(単位:人)

都市	学校名	人数	都市	学校名	人数	都市	学校名	人数	都市	学校名	人数	
奉天	南満中学校	2	上海	上海大学	1	厦門	同文書院	21	福州	英華書院	2	
	南満医科大学	4		英文惠靈学校	3		英華書院	41		陽光中学	10	
計	6	大同大学		1	美華中学		27	協和大学		1		
旅順	工科大学	2		守真中学	1		集美学校	40		府立中学	1	
	計	2		聖約翰大学	3		省立第十三中学	5		字中英園学校	1	
北京	国立大学	8		暨南大学	2		尋源中学	1		東瀛学校	1	
	高等師範学校	1		務本英文専門学校	5		民福高等小学	1	計	16		
	匯文大学	1		東亜同文書院	2		禾山商業学校	1	泉州	培元中学	5	
	法政大学	1		復旦大学	2		旭瀛書院	1	計	5		
	医科大学	1		宏天英華学校	1		厦門大学	1	汕頭	嶺石中学	2	
	計	12	昌世中学	2	中華中学	51	計	2				
南京	暨南中学	12	英文専修学校	1	計	190 (66%)	廣東	嶺南大学	2			
	金陵大学	1	計	24 (8%)			同附属小学	2				
	計	13					培正学校	1				
							計	5				
											中国全土合計	286

出典:「外国ニ於ケル支那学生調査関係雑件1(外交史料館,分類記号H-7-1-0)。

の教育が受けられず、南中国や南洋への進出を考える者にとってはミッションスクールや中国人の経営する学校のほうが魅力的である、②公学校卒業後、日本内地へ留学する資金がない、③台湾島内の中学校に進学できない、が主な理由と考えている<sup>38)</sup>。

第一と第三の原因はともに、台湾島内で行なわれている教育内容や政策、施設などと密接に関わっている。まず、第一の原因については1994年に発表された台湾人研究者によるインタビュー集でも言及されている。黄清俊という台湾人の父親は茶の商社の南洋子会社に派遣され、南洋では英語と中国語のほうが日本語より通用することに気づき、公学校2年であった黄氏を漳州に転学させた<sup>39)</sup>。このことは、南洋に移動した台湾人の中には、中国南部で教育を受けてから渡る人々が多数存在している可能性を示唆している。

一方、第三の中学進学の問題については、前述したように、台湾島内で初めて台湾人でも入学できる中学校が設立されたのが、1915年のことであった。その後、1920年に台湾総督府は台湾人と日本内地人との共学制を実施し、台湾人は日本内地人と同じ小学校に入学できるようになったが、実態として共学は広まらず、ごく少数の台湾人を除き、大多数の台湾人児童は日本人の入学する小学校には通わなかった。学力面で日本人より低い

傾向にある当時の台湾人の児童は日本人との競争に勝てるわけがなく、大量の中学入試不合格者が発生した<sup>40)</sup>。筆者の台湾人へのインタビュー調査においても、台湾島内の激しい中学受験競争を避けるため、日本内地の中学校の入学試験に参加した例が見られた<sup>41)</sup>。

また、第二の学資問題も台湾人が中国南部に渡る重要な要因と考えられる。しかも、それは中国南部だけの特徴ではなく、当時ほかの地域に留学している台湾人にとっても大陸に移動する重要な要因であった。この点については、先行研究<sup>42)</sup>でも言及されることが多いものの、十分な検証はなされていないので、以下、この点について留学生自身が刊行していた雑誌から検証を試みたい。例えば、1922年在北京台湾人留学生が発行した雑誌『北京台湾青年会月刊』特別号(以下、特別号)<sup>43)</sup>到北京国立大学の入学費用について、「学費:本科毎年現洋三十元:第一学期,十二元:第二,三学期各九元。予科二十五元:第一学期,九元:第二,三学期各八元。本校有寄宿舎,毎月宿舎費五元。」<sup>44)</sup>という学費と寮費の情報が掲載されている。北京大学の本科に入学した学生は、一年間の学費と寮費を合せて90元の出費になる。当時の日中レートで1元=1円20銭<sup>45)</sup>で計算すると、90元は108円である。同時期の東京と比べると、はるかに安いと言える。例えば、1926

年に出版された東京の学校案内によると、東京帝国大学では学費だけで年間 100 円に上る<sup>36)</sup>。よりよい教育を求める場合、日本内地の学校への進学は重要な選択肢ではあったが、大陸の高等教育機関への進学も現実的な選択肢となっていた。

一方、表 3 の高等教育のケースのみを取り上げて分析すると、満洲 6 人、北京 11 人、南京 1 人、上海 11 人、南部 4 人となる。この時期に北京や上海に高等教育を求める台湾人が多いことが分かる。以下、北京について分析を行なう。

## 2.2 北京の状況

中等教育の状況と同様に、20 年代の台湾島内における高等教育も整備が進んでいたとは言えなかった。台湾には医学の専門学校はあったものの、

初めての総合大学は 1928 年設立の台北帝国大学を待たねばならない。20 年代の台湾人にとって、高等教育を求める場合は島外に移動するしか方法がなかった<sup>37)</sup>。

20 年代に北京に留学したある台湾人によると、北京に留学した台湾人は 40～50 人いたようである<sup>38)</sup>。表 4 は資料や先行研究に基き作成した北京の大学に入学した 35 名の台湾人の年代別名簿である。ほかにも何人かの名前が判明しているが、入学時期及び学校名称が不明のため、ここでは省いている。

北京に留学する台湾人は主に 20 年代に集中し、資料の限り、30 年代に北京に留学する台湾人の事例は見当たらない。まず選択した学科から見ると、科目名の分かる 24 名においては政治や哲学、

表 4 北京に留学した台湾人名簿

留学年	姓名	学校名	留学年	姓名	学校名	留学年	姓名	学校名	
1920 (2名)	林子明	北京大学予科	1923 (14名)	謝康清	朝陽大学予科	1924 (4名)	林宏謀	民国大学法予科	
	黃聯登	北京大学予科		朝陽大学専門部政治経済科	東京法政大学政治科				
		北京大学国文科		洪炎秋	北京大学予科		頼欽榮	民国大学専門部法律予科	
北京大学経済科	北京大学教育科	北京大學予科		頼雀	民国大学専門部法律予科				
1921 (4名)	林炳坤	北京大学予科		宋文瑞	北京大学予科	1925 (4名)	鄧応瑞	燕京大学政治系	
	北京大学政治科	東京帝國大学		張明	世界語専科学校		顔春輝	燕京大学理系	
	鄭明標	北京大学予科		明治大学	頼維種		北京大學予科	協和医学院	
	北京大学経済科	陳棧治		北京法政大学経済科	王民寧		北京大学予科	林德翰※	燕京大学生物系
	劉錦堂	北京大学国文科		私立民国大学専門部政治経済科	日本の士官学校		蘇紹文	北京大學予科	国立北京工業大学
1922 (4名)	陳文亮	北京大学予科		吳敬礼	北京大学予科	1926 (1名)	張我軍	中国大学国文系	
		私立民国大学専門部政治経済科		北京大學予科	北京師範大学				
	蘇維籙	北京大学予科		北京大學予科	1928 (2名)	宋金英	北平大学予科		
		北京大学哲学科		日本の士官学校		盧澤瀾※	北平大学予科		
		米コロンビア大学		北京大學予科	頼賢頼	北京大學英文系			
	東京帝國大学	北京大學政治科	東京帝國大学法學研究科	1929 (5名)	楊克培	日本大学専門部政治科			
	游祥耀	北京大学予科	李清周				北京大學予科		
		北京大学哲学科	北京警官高等学校						
	范本梁	東京青山学院	呂永凱				明治大学		
		茨城県土浦中学校	鍾國権※				北京交通大学鉄路管理科		
上智大学		朝陽大学専門部							
李金鐘	北京大学哲学科(聴講生)	楊克培	日本大学専門部政治科						
	上海 William College	閔錦輝	朝陽大学大学部法律科						
	朝陽大学専門部								
早稲田大学専門部政治経済									

出典：台湾總督府警務局『台湾社会運動史（複製版）』（龍溪書舎、1973年）、秦賢次「研討会記録 日據時代台湾留學生留學中國概況」（『台湾風物』第42巻第3期、1992年）、秦賢次「張我軍及其同時代的北京台湾留學生」（『張我軍逝世四十周年紀念文集：漂泊與鄉土』中央研究院中國文哲研究所、1996年）に基づき筆者作成。

注：※マークを付けた人物の入学年は、資料からは入学年が判明しないため、卒業年から逆算したものである。また「北平大学」と「北京大学」は別の大学である。

法学など人文社会科学系の学科を選ぶ者が目立つ。これは台湾島内の高等教育が医学以外は十分に整備されていない状況と密接な関係があると考えられる。また、入学者数から見ると、1923年はほかの年に比べ、多くの台湾人が北京の大学に入学したことが推測できる。しかも、その多くが北京大学の予科に入学している。全留學生の数を把握できているわけではないものの、背景としては以下の点が指摘されている<sup>39)</sup>。

第一に、1919～1924年における北京大学の華僑優遇政策、第二に、在北京台湾人学生団体の勧誘活動である。『北京大学日刊』によると、北京大学は1919年9月から1924年10月の間、華僑に対して、優遇政策を設けた<sup>40)</sup>。それに対し、1922年1月<sup>41)</sup>に成立した北京台湾青年会は北京大学と交渉し、最終的に台湾人を華僑として入学させることを認めさせた。このことは1922年5月5日に出版した特別号に記述が見られる<sup>42)</sup>。華僑とは基本的に中国籍を保有し、中国文化を固守しながら、中国以外の国で生活する人々のことを指す。場合によって、他国の国籍を取得しても、華僑と称することもある<sup>43)</sup>。ただ、雑誌記事からは、北京大学に出された「華僑優遇政策」には最初は台湾人が含まれていなかったことが分かる。台湾人団体の交渉によって、最終的に含まれるようになったのである。

さらに、この特別号には台湾から北京までの渡航方法及び交通費の情報まで詳しく掲載されている。具体的に言うと、渡航経路としては、①天津経由（基隆—門司—天津—北京）、②上海経由（基隆—神戸—上海—天津—北京）、③朝鮮経由（基隆—下関—奉天—北京）という三つの方法が具体的に紹介されている。興味深いのはいずれの経路にしても、台湾から直接大陸に渡る経路が一つもなく、すべて日本内地を経由していることである。第1章ですでに指摘したように、台湾総督府は1914年の府令第77号によって、台湾人が無旅券で日本経由で大陸に渡ることを明文で禁止していたが、それがどれほど遵守されていたかは大きな疑問が残る。このことは③の朝鮮経由経路に関する説明の中にも窺える。③では、安東州での旅券や荷物検査が面倒で、近頃朝鮮人に対する検

査はとでも厳しくなり、もし無旅券なら、厄介なことになる恐れがあると紹介している。ここでは、無旅券の場合には越境できないのではなく厄介なことになることもあると注意を促しており、この記事自体は勧めていないものの、無旅券でも越境できる場合があること、またかつてはそうであったことが読み取れる。つまり、当時の台湾人の認識では、日本内地経由でも無旅券で朝鮮へ渡り満洲へも入域できるのが一般的であったのである。朝鮮人に対する検査が厳しくなった背景としては、1920年代中国側が満洲入りの朝鮮人に対して統制し始めた<sup>44)</sup>ことが考えられるが、このことが台湾人の移動にまで影響を与えていたことはこれまで言及されてこなかったことである。

大学側の優遇政策が北京にいる台湾人学生団体の交渉、そして情報の共有によって、1923年前後に台湾から北京に赴く台湾人が多く見られるようになったと考えられる。

以上が北京の状況である。中国南部の状況と比べると、20年代に北京に高等教育を求める台湾人の姿が多い。専攻分野に目を転じると、台湾島内で学べない文系学科（政、経、哲など）が多く選択されていることが分析から分かった。一方、北京大学などで出された優遇政策や台湾人団体の勧誘活動によって、23年前後に一時台湾人の北京留学ブームが現れたようである。表4からわかるように、北京留学者の中には、その後また日本などに留学する者も見られる。しかし、現在把握されている限りでは、その後再び中国に戻って就職する者の方が、再留学先に留まる者よりも多い。また、戦後になると、大陸での留学や就職経験が台湾社会で有効にはたらし、地方議員や教授などの要職で活躍した台湾人も見られる<sup>45)</sup>。

### 2.3 満洲の状況

前節では留學生の多い北京の状況を見たが、表5の1933年のデータから見ると、30年代の高等教育の場合、満洲や上海への留學生人数が北京へのそれより高くなっている。

このうち満洲の台湾人については、許雪姫の一連の研究があり<sup>46)</sup>、ここでは詳しい考察を省略するが、一つだけ付け加えると、教育制度の面から

表5 1933年中国(含満洲)各地方の台湾人留学生数および高等教育学生数

地域	総人数	高等教育学生数	地域	総人数	高等教育学生数
満洲	48	43	武昌	1	0
北平	12	10	厦門	59	2
南京	10	6	福州	10	4
上海	74	56	汕頭	3	0
杭州	7	4	広東	23	7

出典：「在外本邦留学生及研究員関係雑件 第一巻」(外交史料館所蔵，分類記号 I-1-2-0-1\_001)

見た場合、満洲の大学と日本内地の大学の学位には互換性が設けられ、満洲の大学の卒業証書は日本国内において日本内地のそれと同様に扱われた。また建国大学のように学費全額免除、入学受験の場合に旅費の補助まで出る大学もあり<sup>47)</sup>、大陸の普通の大学より一層「魅力」的であったと考えられる。

#### 2.4 上海の状況

上海の台湾人留学生については、1920年代前半から1932年まで台湾をめぐる抗日的な政治運動<sup>48)</sup>と重ねて、上海大学グループ<sup>49)</sup>を代表とする抗日のイメージが強い<sup>50)</sup>。しかし、外交史料館の記録にはその後の30年代における上海の台湾人留学生の別の側面についての詳しい情報が残っている。例えば、1934年8月9日在上海総領事は

外務大臣に対して上海事変以来、為替の変動によって、台湾人留学生数が半減したと報告している<sup>51)</sup>。留学生の詳しい状況は表6の通りである。報告の「上海事変」は1932年1月～3月上海の共同租界と華界の境界地帯で発生した日中間の軍事衝突を指していると考えられるが、以上の報告が事実であれば、1932年以前に上海及びその周辺に留学した台湾人は報告時点の1934年の倍、約130名であったことになる。また為替変動により教育費の高騰も人数減少の要因として言及されており、前述した教育費の低さによって中国留学を選んだ例と合せて見ると、経済的要素は留学にとって重要な要素であったと再確認できる。さらに表6の65名の名簿を具体的に分析すると、医学を専門とする台湾人は31名を数え、理工系の7名と合せると、全体の59%が自然・生命科学を選んでいることがわかる。

従来の研究では「抗日」の面しか光が当てられて来なかった台湾人大陸留学生であるが、こうした数値をみるだけでも、30年代の上海で医学や理学・工学、経済など実学を求める傾向が強かったことが見て取れる。また許雪姬が満洲の台湾人について指摘したように、満洲には台湾出身の医者が数多くいたが、ここで注目すべきは、満洲の医学校と異なり、上海などの中国大陸の医学校で得られる医師免許に日本との互換性がないにもか

表6 1934年在上海台湾人留学生数と専門(含蘇州、杭州)

学校名	専修科目	人数	学校名	専修科目	人数
暨南大学	文科	2	南洋女子英文専修学校	英語科	1
	理科	1	東南医学院	医科	17
	経済科	4	上海国医学院	医科	2
復旦大学	商科	1	上海医学院	医科	1
	文科	1	中国医学院	医科	4
特志学院	商科	1	中医医学院	医科	4
	不明	1	南通学院	医科	3
華夏大学	不明	1	泉漳中学	—	2
聖約翰大学	不明	1	康培浦中学	—	1
中国公学	経済科	1	上海中学	—	1
上海外国語専修学校	英語科	1	上海浦東中学	—	1
蘇州東呉大学	理科	1	暨南大学中学	—	3
浙江大学	工学	4	大夏大学高校	—	3
大夏大学	理科	1	計		65
日本 YMCA 夜学校	英語科	2			

出典：「在外本邦留学生及研究員関係雑件 第一巻」(外交史料館所蔵，分類記号 I-1-2-0-1\_001)。



かわらず、彼らが入学している点である。同じ資料の中には、1935年に上海の総領事館が上海の各学校の卒業生及び中退者の動向について調査した名簿を見ることができ<sup>51</sup>、そこから、卒業生の殆どが上海に残ることを選んだことが判明する。医師免許の通用範囲と密接にかかわっているために、中国の医学校への進学を選んだ人は現地に残って就職する傾向が強かったと考えられる。

### 3 台湾人の入学身分及び留学パターン

台湾人の中国大陸の学校への入学方法については、これまで特に注目されてこなかったものの、大陸における台湾人のありようを考える上では着目に値するはずである。すなわち、台湾人が中国大陸の学校に入学するにあたっては、①中国人として、②華僑として、③台湾人としての入学という三つの方法があった。

②の華僑としての入学については2.2の北京の部分でも説明した通りである。①の中国人としての方法の具体例は、中国南部の台湾人の記録に見られる。例えば1930年12月5日に厦門領事寺嶋広文の外務大臣幣原喜重郎への報告には「広東ニ於テハ台湾人ト称スルハ手續面倒ナレハ厦門人又ハ福州人ト称シ支那側学校ニ就学シ居レリ」<sup>51</sup>とあり、手続の面倒を省くため、中国人と称し入学したケースがあることがわかる。また、満洲の事例であるが、満洲医科大学の専門部は中国人向けであり、中国人と自称し入学した台湾人の証言もインタビュー集に残っている<sup>54</sup>。

一方、台湾人の身分のままでも、「弱小民族優待条例」<sup>55</sup>という名目で学費の減免などを優遇する学校もあったようである。例えば、1927年12月1日に広東総領事森田寛蔵による外務大臣田中義一への報告は、同年4月蔣介石が行なった清党運動後、国立第一中山大学等の大学が台湾人と朝鮮人に対する従来の弱小民族優待条例を撤廃したため、台湾学生が委員を選出し学校側と交渉することになった、という内容である<sup>56</sup>。また魯迅が1927年12月に発表した「在鐘樓上」という文章には、親族が台湾におり、自分も台湾人と言えるはずなので、厦門大学に入学する場合「被圧迫民

族」の特権を与えられるはずだと主張する人物についての記述がある<sup>57</sup>。つまり少なくともこの時期に厦門大学は台湾人に対して優遇政策を設けていた、あるいは設けていると広く認識されていたことが見て取れる。

すなわち、台湾人は時に中国人として、時に華僑として、また時に「弱小民族優待条例」などの政策を利用し台湾人の身分のまま入学をしていたことが分かる。当時日本国籍を有する台湾人であるが、中国で就学する際には、二重国籍者と言っても過言ではないほど、柔軟にその身分を利用していたのである。

ところが、前述のように表4の北京留学生の留学学校名から見ると、台湾人がひとつの学校に入学し卒業すればすぐに台湾へ戻るわけでは必ずしもなかった。その中には、日本、中国などの学校を渡り歩くような者も少なくなかった。実に多様な留学パターンが見て取れる。このような台湾人は一体どのように移動したのか、ここでは許乃昌という人物の事例を見てみたい。

許乃昌は台湾出身で、1920年頃上海大学社会学部に留学し、在学中に中共党員の教員の紹介で、1924年ソ連のモスクワ東方大学に留学し、翌年上海を経て日本内地に入り、日本大学に入学した<sup>58</sup>。許乃昌は共産主義者で、モスクワに渡る前に上海で多数の台湾人運動団体に所属したことは多くの先行研究が触れているので、ここではその移動の過程に注目する。外交史料館に残る日本警察の記録には許乃昌が中国からソ連に入る際の詳しい内容が記載されている<sup>59</sup>。許乃昌は1924年上海からソ連に渡るにあたって、ソ連の日本人に対する出入国の厳重さと、中国人として出入国の容易さを把握しており、無旅券で中国人としてソ連に入国をし、そして、翌年は再び無旅券で中国人としてソ連から出国した。また在ソ中、一時ベルリンにいる中国人の友人を訪問する時に、(おそらく周囲の)中国人の「組合証」を借りて入独に成功した。つまり、許乃昌は台湾人であるものの中国からソ連への移動、そしてヨーロッパ内部の移動はすべて中国人として移動していたのである。

## む す び

本論文では1937年までに中国大陸に渡った台湾人留学生に注目し、4つの代表的な地域における当時の台湾人の大陸留学の特徴について、入学先の経営母体、専攻分野や教育コスト、入学時や移動時の身分から分析を行なった。

まず大量の台湾人が移住した中国南部での就学については、総督府が作った公学校に準ずる学校に子どもを入学させるよりも、南洋などでの商機を考慮して西洋人や中国人の経営する学校に入学させる場合が多かったようである。中等教育ではそれが特に顕著であった。

一方、高等教育に目を向けると、20年代には北京と上海を選ぶ台湾人の姿が多く見られる。北京大学の優遇政策や台湾人学生団体の宣伝によって、23年前後に台湾人北京留学のピークが現れたことが判明する。また専攻分野でいえば、文系学科を選ぶ学生が目立った。

しかし、30年代に入ると、北京より、上海や満洲などの都市に高等教育を求める台湾人の比率が増加する。上海の場合は、在上海総領事館の報告書の中の名簿の分析から、医学系や理工系など医療や自然科学を専門とする台湾人の比率が比較的に多かったことが判明した。この事実は、これまで着目されてこなかった、上海台湾人留学生の「抗日」とは異なる、キャリア形成という側面が存在したことを示している。このことは、本論の範疇を越えるものの、戦後台湾社会の発展にも関わることとして無視はできないであろう。満洲などの医学校と異なり、日本内地の医師免許と互換性がないにもかかわらず、彼らが大陸の医学校に入学している点も注目すべきである。満洲以外の大陸の大学を卒業した台湾人も大陸に残って就職する事例が多く見られる。

また、本論では当時における台湾人の大陸留学の動機についても検証した。前述したように、商売や経済的将来性の動機以外に、教育費が日本内地と比較して安いという点も非常に重要な要因であったと言える。この点について本論では、北京に留学した台湾人が刊行した雑誌から当時の具体

的な状況を明らかにした。

当時の台湾人の大陸での状況について本論が着目したのは、台湾人が三つの身分で入学することが可能であったことである。台湾人留学生は、日本国籍者として入学する場合もあったし、場合によって中国人あるいは華僑として留学生活を送った。ここに彼らの柔軟な姿勢が見えてくる。さらに、移動の動的な側面に注目すれば、当時の台湾人は必ずしも一箇所でのみ留学生活を終わらせていたわけではないことも、個々の具体的な事例から判明する。中国、ソ連、日本と回る者、日本、中国、そしてヨーロッパという留学経験を持つ者もいた。その移動において、ある場面では中国人として出入国し、別の場面では日本人として出入国するなど身分の使い分けも行われていた。非合法の部分もあるが、当時の台湾人にとってはそれが可能であったことは、当時の東アジア世界における台湾人という存在を考える上では示唆的である。また、20年代の中朝国境地帯での中国政府による朝鮮人の移動規制が、当の朝鮮人のみならずそこを通過する、ないしは通過しようとする台湾人にも影響を及ぼしたことはこれまで言及されてこなかった。ある集団への移動規制が、意図せずして他の集団の移動へも影響を持った例として今後さらに注目すべきであろう。

以上、本論では日本の台湾領有から1937年までの台湾人の大陸留学の特徴として、①経済的将来性や教育コストなどの実利面から大陸留学を選び20年代は南部での中等教育を選択する比率が高かったこと、②20年代北京大学などの優遇政策によって、一時的な北京留学ブームがあり、文系を選ぶ者が目立ったこと、③30年代に入ると満洲や上海などに高等教育を求める台湾人の比率が高くなり、満洲以外の日本帝国圏外の都市で高等教育を求める場合は医学や自然科学を専攻する者が多かったこと、④移動や入学の際に中国人や華僑、そして台湾人としての身分を使い分けていたこと、を明らかにした。人数から見れば明らかに少数であるが、彼らの「移動」の歴史的重要性は冒頭で述べたものとして指摘できる。そして、その「移動史」としての特徴と諸パターンが以後の時期にどのように展開されるのか、そのこ

とを検討し総括するのが、今後の筆者の課題である。

## 注

- 1) 歴史社会学者・蘭信三らによる共同研究による成果として以下が刊行されている、『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年；『帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版、2011年；『帝国以後の人の移動』勉誠出版、2013年。
- 2) 帝国期における台湾人の移動については、主に①台湾と中国華南、東南アジア間の移動と、②帝国圏内における台湾と満洲、朝鮮、沖縄間の移動が多くみられる。①は台湾総督府の南進政策の角度からなされた研究で、②の場合は帝国史の視点である。本論はこの二つの視点以外の地域に注目する。
- 3) 台湾人が日本帝国臣民に組み込まれたのは、1895年日清戦争の講和条約である下関条約発効後の1897年5月8日である。遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍——満洲・朝鮮・台湾』(明石書店、2010年)74～79頁を参照。
- 4) 後藤乾一「台湾と南洋——『南進』問題との関連で——」(『岩波講座 近代日本と植民地2 帝国統治の構造』岩波書店、1992年)152頁。
- 5) 永野武『在日中国人 歴史とアイデンティティ』(明石書店、1994年)、林満紅「一九三〇年代台湾のアジア域内における貿易と移民」(『岩波講座 東アジア近現代通史 第5巻 新秩序の模索 1930年代』岩波書店、2011年)を参照。
- 6) 少年工については『高座海軍工廠関係資料集——台湾少年工関係を中心に—— 大和史資料叢書5』(大和市役所管理庶務課、1995年)を参照。
- 7) 若林正文『抗日運動史研究 (増補版)』(研文出版、2001年)245～300頁。
- 8) 日本内地への移動政策については、1897年4月府令第16号「台湾住民内地渡航証規則」があるが、1908年に廃止された。
- 9) 清国人の台湾渡航については菊池一隆『戦争と華僑——日本・国民政府公館・傀儡政権・華僑間の政治力学——』(汲古書院、2011年)224頁を参照。
- 10) 『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況 (上巻)』(台湾総督府警務局、1938年)669頁。
- 11) 「内地人ノ清国及香港旅行者旅券携帯随意ニ照シ照会及通知ノ件」台湾総督府档案、明治四十年永久保存第十二巻、典藏号00001282011。
- 12) 柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』第12号、1998年、41頁。
- 13) 1924年から29年にかけて『台湾民報』に、1924年10月21日付社説「希望撤廢渡航中国的旅券制度」の関連記事が多く見られる。
- 14) 梁華璜「日樞時代台民赴華之旅券制度」『台湾風物』第39巻第3期、1989年、1～2頁。
- 15) 例えば、「近來内地ノ婦女等本島ヲ經テ厦門等ニ密航シ猥褻ノ所為ヲ逞フスルハ同地澤村出張所員ノ申報ニ依リ明カナリトス」(『外国行旅券規則府令第二号』台湾総督府档案、明治三十年甲種永久保存第十二巻、典藏号0000132021)。
- 16) 『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況 (上巻)』台湾総督府、1938年、672頁。
- 17) 『海外各地在留本邦人 職業別人口表 (復刻版)』(第1巻～第4巻)外務省通商局編、不二出版、2002年を参照。
- 18) 『台湾総督府学事年報』(第7年～第36年)、『台湾学事一覽』各年度を参照。中国近代の留学運動の中で日本への留学者数がピークに達した時(1905年)、その数は8,600名であったことを考えると、7,091という数値はかなり大きいと言える。
- 19) 具体的な政策は紀旭峰『大正期台湾人の「日本留学」研究』(龍溪書舎、2012年)80頁表10を参照。当時台湾総督府は直轄学校の日本内地留學生に対しては、資金や旅費の支給などの奨励を行なった。
- 20) 上沼八郎『台湾教育令制定由来』(資料)について——植民地教育史研究ノート・その一——(『高千穂論叢』第26巻第3号、1991年)257頁。隈本繁吉学務部長の発言を参照。
- 21) 本論でいう中国南部とは、福州、厦門、泉州、広州、汕頭を指す。
- 22) 中国南部の台湾人については「台湾籍民」という問題がある。その中に台湾に資産などを持たず非合法な手段を用い台湾籍民の身分を手に入れる中国人もいた。詳しくは遠藤正敬「台湾籍民をめぐる日本政府の国籍政策の成立：二重国籍問題と清国国籍法への対応を中心として」(『早稲田政治経済学雑誌』第376号、2009年)を参照。
- 23) 具体的には中村孝志「東亜書院と東文学堂——台湾総督府華南教育施設の濫觴——」(『天理大学学報』第124輯、1980年)を参照。
- 24) 1915年に福州東瀛学校と改称(『旧植民地教育史資料集4 台湾教育沿革誌』青史社、1982年、511頁)。
- 25) 蔡憲光「台湾総督府による台湾籍民学校の成立——東瀛学堂・旭瀛書院・東瀛学校」『東京大学日本史学研究室紀要』第16号、2012年、122頁。
- 26) 例えば、1926年の厦門在籍台湾人学生数が最も多いのは中国人経営の集美学校67人で、旭瀛書院は0人である。(『在支台湾籍民問題雑件』外交史料館所蔵、分類記号3-8-2-330)また1929年の在厦門領事から外務大臣への報告でも厦門の集美学校の台湾学生数が最多であるとされている。(『台湾人関係雑件』外交史料館所蔵、分類記号A-5-3-0)
- 27) 台湾島内で中等教育の設立は1913年に設立した日本内地人向けの総督府中学校を除いて、実際

- の始まりは1915年(大正4年)台湾公立台中高等普通学校からである。
- 28) 中村孝志『日本の南方関与と台湾』天理教道友社, 1988年, 166頁。
- 29) 『口述歴史 第5期 日據時期台湾人赴大陸経験』中央研究院近代史研究所, 1994年, 46頁。
- 30) 山川均「植民政策下の台湾」『山川均全集 第7巻』勁草書房, 1966年, 286頁。
- 31) 2013年10月21日に横浜市で行なった日本在住台湾人呉正男氏へのインタビュー。
- 32) 例えば, 前掲若林正文『抗日運動史研究(増補版)』257頁。
- 33) 北京台湾青年会については『抗戦與台湾光復史料輯要』(台湾省文獻委員会, 1995年)144~147頁を参照。このグループの発表した雑誌の内容は抗日についてのものが多いが, 1922年の「特別号」には抗日の言論はほぼなく, 台湾島内の台湾人青年への留学ガイドブックとして見る事ができる。この意味では確かに「特別」である。
- 34) 「不逞団關係雜件 台湾人之部」外交史料館所蔵, 分類記号4-3-2-2\_2-2。
- 35) 同雑誌(「特別号」)の金融の部分に参照できる。
- 36) 東京市役所「東都学校案内」(三省堂, 1926年)「大学の部」15頁。
- 37) 台北帝国大学設立には「夫レ支那ニ赴キテ其ノ大学ニ入ル者ノ如キハ近年排日及赤化ノ悪風ニ感染シ更ニ考慮ヲ要スルコトノ大ナルハ論ヲ俟タス」という中国大陸に渡る台湾人が革命思想に染められることに対する警戒が窺える(「台湾帝国大学官制制定ノ件」『公文類纂』第五二編・昭和三年・第七巻, 国立公文書館所蔵, 分類記号類01642100を参照)。
- 38) 当時北京に留学したことのある台湾人洪炎秋の証言によると北京に留学した台湾人は1923年から徐々に増え始めたが, 一番多い時でも40, 50人程度, 通常は20名程度に留まっていたという。楊堃嘉『楊堃嘉回憶録(一)』三民書局, 1968年, 序文3~4頁。
- 39) 秦賢次「張我軍及其同時代の北京台湾留学生」『張我軍逝世四十周年紀念文集: 漂泊與郷土』中央研究院中国文哲研究所, 1996年, 64~65頁。
- 40) 「華僑学生入学通融弁法」『北京大学日刊』, 中華民國八年九月十七日, 第二版。「北京大学布告」『北京大学日刊』, 中華民國十三年十月二日, 第一版。
- 41) 台湾總督府警務局『台湾社会運動史(復刻版)』龍溪書舎, 1973年, 91頁。
- 42) 「不逞団關係雜件 台湾人之部」外交史料館所蔵, 分類記号4-3-2-2\_2-2。
- 43) 内田直作「華僑」(『國史大辭典』吉川弘文館, 1994年, 174~175頁)を参照。
- 44) 松田利彦「近代朝鮮における山東出身華僑——植民地期における挑戦總督府の対華僑政策と朝鮮人華僑への反応を中心に——」『東アジアと『半島空間』——山東半島と遼東半島——』思文閣, 2003年, 337頁。
- 45) 例えば, 黄聯登は高雄県參議員, 陳文亮(清棟)は台湾省參議員, 蘇維霖は台湾大学心理学部教授, 洪炎秋は台湾省國語推行委員會主任委員などを務めた。(台湾省諮議會歷代省議員檢索ホームページ <http://www.tpa.gov.tw/opencms/digital/area/past/index.html> 2016年3月23日最終閲覧, 『蘇維霖薈雨教授七十大壽紀念專刊』蘇鄉雨教授七十大壽紀念委員會, 1971年)
- 46) 許雪姬『日治時期在「滿洲」的台湾人』中央研究院近代史研究所, 2002年; 同「台湾人の「滿洲」体験: 一九〇五~一九四五」『植民地文化研究1 特集「滿洲国」文化と台湾』, 2002年; 同「日治時期台湾人の海外活動——在「滿洲」的台湾医生」『台湾史研究』第11巻第2期, 2004年; 同「是勤王還是叛国——「滿洲国」外交部総長謝介石の一生及其認同」『中央研究院近代史研究所集刊』第57期, 2007年; 同「日本統治期における台湾人の中国での活動——滿洲国と汪精衛政権にいた人々を例として——」『中國21』36号, 2012年。
- 47) 「滿洲国建国大学ニ関スル件」公文類纂・昭和十二年・第二十四巻, 国立公文書館, 分類記号: 纂02271100。
- 48) 在上海の台湾人留学生によって組織された運動団体は以下のものが挙げられる。上海台湾青年会(後に旅滬台湾同郷会)、平社, 台韓同志会, 上海台湾学生聯合会, 讀書会, 台湾共産党, 同じ人物が複数の団体に所属する場合も多く見られる。これらの団体の中には, 自然消滅した団体もあったが, 1928年と1931年の檢挙によって組織自体が機能停止をした団体もあった。(前掲『台湾社会運動史』を参照。)
- 49) 1923~1927年上海で設立された大学で, 前身は東南高等師範学校である。校長は于右任である。1925年, 学生の五・三〇運動参加によって一時閉鎖され, その後1927年蒋介石の「清党」によって最終的に閉校になった。また, 教師の中には瞿秋白をはじめとする中共系人物もいるが, 汪兆銘など国民党系の人物もいた(「上海大学」上海档案馆所蔵, 分類記号D10を参照)。なお, 上海大学に学んだ台湾人には, 筆者の把握している範囲では, 許乃昌, 蔡孝乾, 謝雪紅, 林木順, 翁澤生, 潘欽信, 張煥珪, 洪朝宗, 莊泗川がいる。またその中でも許乃昌, 林木順, 謝雪紅3名は上海大学中共系の教員の推薦でモスクワ東方大学に留学した経験がある。(前掲『台湾社会運動史』を参照)
- 50) 前掲若林正文『抗日運動史研究(増補版)』254~263頁。
- 51) 「在外本邦留学生及研究員關係雜件 第一巻」外交史料館所蔵, 分類記号I-1-2-0-1\_001。
- 52) 「在滬台湾人留学生ニ関スル件」機密第789号, 1935年6月26日在上海總領事石射猪太郎から外務大臣広田弘毅への報告(「在外本邦留学生及研究員關係雜件 第一巻」外交史料館所蔵, 分類記号I-1-2-0-1\_001)。
- 53) 「在外台湾人事事情關係」外交史料館所蔵, 分類記

- 号 A-5-3-0\_3-2.
- 54) 前掲許雪姬『日治時期在「満洲」的台湾人』(2002年)15頁、劉建止の証言、劉建止の証言によると、当時専門部に入学希望の台湾人はすべて中国籍を称していた、劉建止は奉天籍と称し、後に劉建止の妻になった台湾出身の謝久子は広東蕉嶺県の本籍と称し入学資格を得ている。
- 55) 「弱小民族優遇政策」の背景は、1926年中国国民党第二次全国代表大会で掲げられた「被圧迫民族」と連合するというスローガンが考えられる(「中国国民党第二次全国代表大会宣言草案」『中国国民党第二次全国代表大会日刊』1926年第14期、6~7頁を参照)。
- 56) 「在外本邦留学生及研究員関係雑件 第一巻」外交史料館所蔵、分類記号 I-1-2-0-1\_001.
- 57) 原文は「還有因為有族人在台湾，自己也可以算作台湾人，取得優待“被圧迫民族”的特權与否的辨論」である。「在鐘樓上」(『魯迅全集 第四卷』人民文学出版社)34頁、この事例は前掲若林正文『抗日運動史研究(増補版)』においても挙げられている。
- 58) 「不逞団関係雑件 台湾人之部」外交史料館所蔵、分類記号 4-3-2-2-2.
- 59) 「露国ヨリ帰來セル台湾人ノ言動ニ関スル件」大正14年9月21日に警視総監太田政弘から内務大臣、外務大臣などに対する機密報告である(「不逞団関係雑件 台湾人之部」外交史料館所蔵、分類記号 4-3-2-2-2).

## Migrations of Taiwanese in the Japanese empire —— Taiwanese overseas students in continental China before the second Sino-Japanese War ——

WU Liang

Graduate School of Human and Environmental Studies,  
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

*Summary* Taiwanese students overseas are one of the most important groups from the viewpoint of scale and type for studying Taiwanese migrations before the end of the WWII. The migration of Taiwanese laborers was limited and the number were very few. The proportion of students amongst Taiwanese migrants was very high, moreover, some of the students who had studied in the Mainland China took important roles in post-war Taiwan.

This paper focuses on these Taiwanese students who studied in the Mainland China before the end of the WWII. The anti-Japanese side of them has been emphasized by historians, however, the whole picture of them has not been described enough. This paper aims to describe the whole picture of them; in addition, it discusses their flexible actions for crossing borders and entering school through inspecting and classifying each student's case.